【公告】　会員権停止

大阪市中央区島之内一－十一－二十九

ＬＥＯＰＡＲＤ心斎橋二〇一

日住建物株式会社

代表取締役　王　婧歓

右の者は、宅建業法第七十二条第一項の規定による報告命令に対し、正当な理由なく報告をしなかったことにより、令和七年十二月二十二日付で業務停止十五日間の大阪府行政処分が下されており、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和八年八月七日から四か月間会員権を停止する。

令和八年八月七日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

会長　山本清孝

綱紀自主規制委員会

委員長　小坂和正